

JSL 漢字学習研究会 規約

【 名称 】

第1条 本研究会の名称は、JSL 漢字学習研究会とする。

- (1) 英語名を Japanese as a Second Language Kanji Research Group とする。
また、必要に応じて略称「JSL Kanji Research Group」「JSLK」を使用する。

【 目的 】

第2条 本研究会は、日本語教育における漢字学習または漢字指導(教育)に関して、多角的かつ総合的に研究・議論することによって、実践と理論を一体化させること、日本語教育の質的向上に貢献することを目的とする。

【 活動 】

第3条 本研究会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 日本語教育における「漢字学習」「漢字教育」の理論や、その具体的な方法について、多角的・継続的に議論していく。
- (2) 国内外の教育者や研究者と連携し、教育上・研究上の情報交流を図る。
- (3) 教育機関による差異を越え、人的交流の推進を図る。
- (4) メーリングリストを利用して会員同士の情報交流を図る。
- (5) 現場からの成果や疑問を発する場、および、理論が実践とどうつながるのかを会員に問う場として、定期的に研究会を行う。
- (6) 研究会の活動報告として、年に1回研究会誌を作成する。

【 組織 】

第4条 本研究会は相談役、運営委員、会員によって成り立つ。

- (1) 相談役2名、運営委員5名、会員により成り立つ。
- (2) 相談役2名を置く。
相談役の氏名・所属・担当開始年度は以下の通り。
 - ・加納 千恵子 筑波大学大学院人文社会科学研究所(留学生センター)(2008年～)
 - ・小林 由子 北海道大学留学生センター(2008年～)
- (3) 運営委員5名を置く。
運営委員の氏名・所属・主な役割・担当開始年度は以下の通り。
 - ・濱川 祐紀代 国際交流基金日本語国際センター
代表・研究会開催・ホームページ・会計(2008年～)
 - ・徳弘 康代 名古屋大学 国際交流協力推進本部
副代表・研究会誌(2008年～)

- ・池田 幸弘 慶應義塾大学 日本語・日本文化教育センター
研究会開催・会計（2010年～）
 - ・関 麻由美 津田塾大学
研究会誌（2010年～）
 - ・二瓶 知子 国際交流基金日本語国際センター
研究会開催・ホームページ（2011年～）
- (4) 相談役および運営委員の任期は2年とし、運営委員全員の同意を得た場合は再任可とする。運営委員は研究会の運営にあたり、会員の入会承認、予算の管理執行、事業活動報告および収支決算報告の作成等の業務を行う。
- (5) 会員とは本研究会の目的に賛同し、研究会ホームページ (<http://jsl-kanji.com/>) より申し込み後、承認された者を指す。また会員はメーリングリスト (KanjiKen@yahoogroups.jp) に自動的に登録される。

【 会費 】

第5条 本研究会では、会費額を定めず、必要に応じて徴収する。

【 事務局・連絡先 】

第6条 本研究会は、相談役・運営委員・会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を設置する。事務局の設置場所は運営委員により決定する。

- (1) 連絡先：メールまたはメーリングリストによる連絡を主とする。
- ・ 事務局メールアドレス : office@jsl-kanji.com
 - ・ メーリングリストのメールアドレス : KanjiKen@yahoogroups.jp
- (2) 郵送が必要な場合は以下の連絡先を使用する。
- ・ 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36
国際交流基金日本語国際センター気付（専任講師 濱川祐紀代 宛）
- (3) 研究会ホームページ <http://jsl-kanji.com/> を運営委員が管理・運営し、入会申込や研究会開催・研究会会誌の案内等を掲載する。

【 附記 】

本研究会は、2004年11月6日に発足し、2008年9月19日に日本語教育学会テーマ領域別研究会に登録された。本規約は、テーマ領域別研究会登録に際し、改めて明文化したものである。

以上

2008年8月11日制定

2010年4月26日改訂（2010年5月24日修正）

2011年5月21日改訂

2011年9月1日改訂